

○広島国際大学大学院復学規定

2003年3月28日

広学内026

改正 2021年3月24日

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学大学院学則第36条に定める復学について、必要な事項を定める。

(復学願)

第2条 復学を希望する者は、所定の願書に復学できることを証明する書類を添えて、所定の期間に教育・学生支援機構を経て所属研究科長に願い出なければならない。ただし、願い出の最終日が本大学院の休業日にあたる場合は、その翌日とする。

(復学時期)

第3条 復学の時期は、休学の翌学年始めとする。

(復学許可)

第4条 復学は、研究科長が許可する。

(復学年次)

第5条 復学を許可された者は、休学したときの年次に復する。

(規定の改廃)

第6条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2003年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2021年4月1日から施行する。